

兵庫県社会福祉士会・災害支援に関する指針

1. 目的

この指針は一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下「本会」という）が阪神・淡路大震災の教訓を生かし、兵庫県内または県外の地震、風水害等の災害発生時において、本会における初動及び継続的な災害支援の取り組むべき事項について定めることを目的とする。

2. 災害支援会議の開催

本会は災害発生時において、災害の状況から勘案し、できるだけすみやかに会長または副会長は理事を召集し、災害支援会議を開催するとともに、必要な支援策を講じる。また、必要に応じて、被災地へ先遣チームを派遣し、情報収集を行うものとする。

3. 支援内容

- (1) 会員の被害状況の把握及び安否確認
- (2) 先遣チームの派遣（初動時）
- (3) 災害派遣チームの登録制度と派遣（平時から登録しておく）
- (4) 義援金の募集（会員に義援金を募る）
- (5) 義援金の送金（会から原則5万円。必要に応じて増額する）
- (6) 災害派遣コーディネーターの配置（平時から役割を決めておく）

4. 災害派遣チームの活動

あらかじめ災害派遣が可能な者を登録する制度を構築する。

災害派遣チームは2名1組を原則とし、被災地において概ね1週間ごとに支援活動を行う。

支援活動は、日本社会福祉士会との協力により、相談援助、安否確認、個人情報にかかる調査、避難所支援など、職能団体として社会福祉士の資格を生かした活動に取り組むものとする。

5. 予算

本会は災害に備え、必要な予算を毎年度確保するものとする。（年間10万円）

付則 本指針は、2011年3月13日より施行する。